技術提案型総合評価方式における技術提案について

この度、技術提案型総合評価方式における技術提案の評価の方法について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 背景

従来、技術提案型総合評価方式については、主に建設コスト削減、工期短縮等、コストに換算できる技術提案を入札参加者に求めて運用してきました。一方で、今後は、オリンピック・パラリンピック競技施設の整備をはじめ、大規模で施工の難易度の高い工事の発注が見込まれます。これらの工事については、定量的にコスト換算できる課題のほかにも、品質向上に関するもの、確実で安全な工事履行に関するもの等、コスト換算は困難であっても各事業にとっては重要な課題があり、これらを解決していくためには、事業者から幅広い技術提案を求めていく必要もあります。

2 具体的な内容

性能等を定量的に表示(性能等を数値化できるもの)することが困難な課題については、定性的に評価することとし、①工事目的物の性能及び機能の向上に関する事項、②総合的なコストの縮減に関する事項、③社会的要請への対応に関する事項などについて幅広い技術提案を求めることができるよう、「東京都入札時 VE(技術提案型総合評価方式)実施要綱」を改正しました。

【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整担当 直通(03)5388-2607

東京都技術提案型総合評価方式実施要綱

平成 13 年 6 月 28 日 13 財経総第 477 号平成 14 年 8 月 8 日 14 財経総第 647 号平成 22 年 1 月 4 日 21 財経総第 1577 号改正 平成 27 年 7 月 10 日 27 財経総第 797 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都が発注する建設工事において、民間から性能、機能、技術等 (以下「性能等」という。)に関する提案を募集し、民間の技術を積極的に活用するこ とと共に、価格だけではなく、価格以外の技術的な要素を考慮することで公共工事の質 を高めることを目的とし、入札の際に、工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、こ れらを総合的に考慮して落札者を決定する方式(以下「総合評価競争入札」という。) を実施するに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

(対象工事)

- 第2条 総合評価競争入札の対象工事は、競争入札により契約を締結する建設工事のうち、 原則として、以下の工事に該当する場合に適用する。
- (1) 入札者の提示する性能等によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の 支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加え た総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策等を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して対策等の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- 2 工事を主管する局等の長(以下「工事主管局長」という。)は、具体的な実施対象工事を、前項の基準に該当するものの中から、契約担当者等(東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号。以下「規則」という。)第7条の「契約担当者等」をいう。以下同じ。)と協議の上、決定するものとする。

(募集手続)

第3条 競争入札における入札公告又は発注予定工事の事前公表を行う際に、総合評価競争入札である旨及び性能等の要求要件、評価基準、並びに東京都が入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した図面及び仕様書(以下「標準案」という。)に対して、設計及び施工方法等に関する提案(以下「技術提案」という。)を求める旨を明示するものとする。

また、技術提案は、資料の提出の際に併せて提出するものとする。

(技術提案の提出等)

- 第4条 技術提案を求める範囲は、設計及び施工方法等に関するもので、原則として設計 図書において指定されたもののうち、総合評価競争入札による評価方法によって、東京 都に有利となる調達が可能な提案を期待できるもので、民間の技術開発を積極的に活用 することが適当と認められるものの中から、工事の特性に応じて定めることとする。
- 2 競争入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加希望者」という。)は、技術提案に係る資料を次に掲げる技術提案区分に応じて提出することとし、提案区分の設定(標準案に基づく施工を認めない場合は提案区分(1)のみとし、標準案に基づく施工を認める場合は提案区分(1)と(2)又は(3)との組合せにより設定する。)は、次条に定める実施要領において示すものとする。

なお、(2)及び(3)に規定する標準案による施工計画は、工事主管局長が必要と認めた場合に、実施要領において提出を求めるものとする。

- (1) 技術提案を行う場合
 - その内容を明示した設計及び施工計画(以下「技術提案書」という。)を提出する。
- (2) 技術提案が適正と認められない場合において標準案に基づく施工を認める場合標準案による施工計画を技術提案書の提出を行う時に併せて提出する。
- (3) 技術提案を行わないで、標準案に基づく施工を認める場合標準案による施工計画を提出する。
- 3 前項の提出は、指定期日までに契約担当者等に行うものとする。
- 4 技術提案を求める部分については、設計図書において施工方法等を指定しないものと する。
- 5 契約担当者等は、入札参加申込み及び技術提案等の受付の期間満了後、競争入札参加 資格確認申込書又は工事希望申込書を提出した者、技術提案区分及び連絡先を明記した 「対象者リスト」を作成しなければならない。
- 6 契約担当者等は、「対象者リスト」を作成したときは、速やかに工事主管局長に送付 するものとする。

(技術提案型総合評価方式実施要領)

- 第5条 工事主管局長は、契約担当者等に協議の上、技術提案型総合評価方式実施要領(以下「実施要領」という。)を定めるものとする。
- 2 前項の規定により定める実施要領には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 工事件名、施工場所及び工事概要
- (2) 技術提案で求める性能等の要求要件及び評価基準
- (3) 技術提案の方法(技術提案区分を含む。)
- (4) 技術提案書の様式
- (5) 技術提案をしない場合の提出書類
- (6) 技術提案等の審査の方法
- (7) 落札者の決定方法
- (8) 技術提案等の採否の通知方法とその内容
- (9) 採用された提案の内容に基づいて積算した価格をもって応札すべき旨
- (10) 技術提案の取扱い

- (11) 提案内容の責任の所在等
- (12) その他必要と認める事項
- 3 工事主管局長は、第1項の規定により定めた実施要領を、速やかに契約担当者等に送付するものとする。

(技術審査委員会)

- 第6条 工事主管局長は、総合評価競争入札による技術提案等の審査を行う組織とし、技 術審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置するものとする。
- 2 審査委員会は、次の事項を所掌するものとする。
- (1) 実施方針の調査、審議
- (2) 技術提案審査基準の策定
- (3) 技術提案等の審査
- 3 審査委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 4 審査委員会は、委員長が招集する。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

- 第7条 落札者決定基準を定めようとするとき工事主管局長は、あらかじめ、学識経験を 有する2人以上の者から、次の内容についての意見を聴取しなければならない。
- (1) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- (2) 落札者を決定しようとするとき改めて学識経験を有する者からの意見聴取を行う必要の有無。
- 2 1 (2) において、必要があるとの意見が述べられた場合には、落札者(あらかじめ予定 価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みをした者のうち、価格その他の条件 が東京都にとって最も有利な者)を決定しようとするときは、学識経験を有する 2 人以上の者から、その決定についての意見を聴取しなければならない。

(総合評価競争入札における入札方式等)

- 第8条 総合評価競争入札の実施は、一般競争入札又は指名競争入札によるものとし、指名競争入札のうち共同企業体に発注する場合であっても、あらかじめ自主的に結成された共同企業体に競争入札参加希望申込みを行わせる方式により行うものとする。
- 2 総合評価競争入札を行おうとする場合は、特定調達契約(規則第54条第5号の「特定 調達契約」をいう。)及び希望制指名競争入札によらない契約であっても、規則第60 条の規定に準じて入札説明書を作成、交付するものとする。
- 3 契約担当者等は、競争入札参加資格確認申込み又は競争入札参加希望申込み(以下「入札参加申込み」という。)の受付と同時に、技術提案区分等を確認するものとする。
- 4 総合評価競争入札を行おうとする場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の10第2項の規定による最低制限価格制度(同令第167条の13において準用 する場合を含む。)は、適用してはならない。この場合においては、原則として低入札 価格調査制度を適用するものとし、「東京都契約事務規則第14条の規定に基づく基準の 設定について(通知)」(平成7年12月20日付7財経総第1048号)に基づいて処理す るものとする。

(総合評価の方法及び落札者の決定)

第9条 総合評価の方法は、競争入札参加者に価格及び採否の通知に基づいた性能等をもって申込みをさせ、必須とされた項目ごとの得点の合計、技術提案の評価を点数化した値(以下「技術点」という。)及び入札価格を点数化した値(以下「価格点」という。)を加算した数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

なお、技術点の配点は価格点の配点を上回らないこととする。

- 2 技術提案の評価の方法は、性能等を定量的に表示できるもの(性能等を数値化できるもの)は数値により評価することとし、それが困難な場合には定性的に評価することとする。
- 3 次の各要件に該当する者のうち、第1項の総合評価の方法で得られた評価値の最も高い者を落札者とする。
- (1) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。
- (2) 入札に係る性能等が、入札公告又は発注予定工事の事前公表を行う際に明らかにした性能等の要求要件のうち、必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。
- (3) 技術提案区分を実施要領において第4条第2項の(1)のみとした場合は、技術提案が採用されていること。
- 4 前項の評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を 決める。

(入札公告等において示す事項)

- 第10条 総合評価競争入札を行おうとする場合は、入札公告又は発注予定工事の事前公表において、次に掲げる事項について示すものとする。なお、(5)、(8)及び(9)については、入札説明書又は実施要領に示すことをもって足りるものとする。
- (1) 総合評価競争入札の対象工事であること。
- (2) 総合評価競争入札とした理由
- (3) 技術提案の提出期限及び提出場所
- (4) 詳細は入札説明書によること。
- (5) 技術提案区分に応じた次に掲げる事項
 - ア 第4条第2項の(1)については、技術提案の内容を明示した技術提案書を提出し、 採用された技術提案に基づいて入札を行うこと。
 - イ 第4条第2項の(2)については、標準案に基づいて入札を行い、更に実施要領において標準案による施工計画の提出を求める場合は、標準案による施工計画を技術提案書の提出を行う時に併せて提出すること。
 - ウ 第4条第2項の(3)については、標準案に基づいて入札を行い、更に実施要領において標準案による施工計画の提出を求める場合は、標準案による施工計画を提出すること。
- (6) 技術提案等の採否については、競争入札参加資格の確認の通知又は指名通知に併せて通知すること。
- (7) 資料のヒアリングを実施すること(資料のヒアリングを実施する場合)。
- (8) 提案で求める性能等の要求要件及び評価基準

(9) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(入札説明書等)

- 第11条 総合評価競争入札を行おうとする場合は、次に掲げる事項を入札説明書又は実施 要領に記載するものとする。
 - (1) 前条の内容の詳細
 - (2) 技術提案等の採否については、競争参加資格の確認の通知又は指名通知に併せて通知すること。その際、技術提案等が適正と認められなかった場合には、その理由を付すこと。
 - (3) 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている 状態になった場合には、無償で使用できるものとすること。ただし、工業所有権等の 排他的権利を有する提案についてはこの限りではないこと。
 - (4) 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと。
 - (5) 性能等に関わる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行うこと。
- 2 第5条第1項の規定により工事主管局長が定める実施要領は、入札説明書の一部を構成するものとして、入札説明書とともに公表するものとする。

(資料のヒアリング)

第12条 工事主管局長は、必要があると認めるときは、入札参加希望者に対して日時、場 所等を通知の上、資料のヒアリングを実施することができるものとする。

(技術提案等の審査)

- 第13条 工事主管局長は、契約担当者等から「対象者リスト」の送付を受けたときは、速 やかに審査委員会による技術提案書等の審査を行うものとする。
- 2 技術提案等の審査に当たっては、施工の確実性、安全性及び東京都が示した標準的な 施工方法等と比較した評価項目を評価するものとする。
- 3 技術提案等の採否は、工事主管局長が、審査委員会の審査に基づいて決定するものと する。

(競争入札参加資格の確認等)

- 第14条 契約担当者等は、工事主管局長から技術提案等の採否結果の送付を受けたときは、 速やかに競争入札参加資格の確認又は指名業者の選定を行うものとする。
- 2 競争入札参加資格の確認に当たっては、実施要領において技術提案区分に第4条第2 項の(3)を含む場合は、技術提案を行わないことをもって無資格とすることはできない。
- 3 指名競争入札における指名業者の選定に当たっては、競争入札に参加する者に必要な 資格を有する者で、参加を希望する者は、すべて指名するものとし、任意指名は行わな いものとする。

(技術提案等の採否の通知)

- 第15条 工事主管局長は、技術提案等の採否を決定したときは、その結果を、速やかに契約担当者等に送付するものとする。この場合において、技術提案等を適正と認めず採用しないときは、その理由(以下「不採用理由」という。)を付して送付しなければならない。
- 2 契約担当者等は、競争入札参加資格の確認の通知又は指名通知と同時に、当該技術提 案書等を提出した者に技術提案等の採否(不採用理由を含む。)を書面により個別に通 知するものとする。

(技術提案の取扱い)

- 第16条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する事項が含まれる提案については、この限りでない。
- 2 前項に規定する内容については、実施要領に明記することにより、競争入札参加希望 者に周知するものとする。

(責任の所在等)

- 第17条 東京都が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する技術提案を行った契約の相手方の責任が軽減されるものではないこと、また、性能等に関わる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的ではない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を入札説明書(実施要領を含むものとする。)及び契約書(契約書の別添となる仕様書を含むものとする。)に記載するものとする。
- 2 前項に規定する内容については、実施要領に明記することにより、競争入札参加希望 者に周知するものとする。

(その他)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、工事主管局長が定めるものとする。

附則

- この要綱は、平成 13 年 6 月 28 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 14 年 8 月 20 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 22 年 1 月 4 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年8月1日から施行する。